

広報活動実施要領の制定について（例規通達）

昭和49年3月1日
広秘第81号警察本部長

改正	昭和55年3月広務第34号	昭和56年4月広警務第376号
	昭和57年3月広警務第293号	平成4年7月広警務第675号
	平成6年9月広警務第740号	平成7年3月広警務第184号
	平成8年2月広報第26号	平成8年5月広報第174号
	平成9年2月広少第83号	平成12年11月広報第484号
	平成13年3月広警務第426号	平成21年12月広報第455号

各部長・参事官
各所属長

この度、広島県警察における広報活動に関する訓令（昭和49年広島県警察本部訓令第3号）を制定したことに伴い、みだしの要領を別添のとおり定めたので、部下職員に周知徹底させ、運用上遺憾のないようにされたい。

別添

広報活動実施要領

第1 趣旨

この要領は、広島県警察における広報活動に関する訓令（昭和49年広島県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）第17条の規定に基づき、広報活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 広報事務の分掌範囲

1 訓令第2条第4項に掲げる広報事務のうち、総務部広報課（以下「広報課」という。）の分掌範囲は、次のとおりとする。

- (1) 広報事務の全般的な企画、推進及び連絡調整
- (2) 報道機関に対する発表その他の報道連絡
- (3) 所属に対する広報事務に係る指導、助言、調整及び総括整理
- (4) 広島県警察（以下「県警察」という。）として行う広聴会の開催及び世論調査の実施
- (5) その他広報事務に関して警察本部長（以下「本部長」という。）が命じた事項

2 訓令第2条第4項に掲げる広報事務のうち、課（広報課を除く。）の分掌範囲は、次のとおりとする。

- (1) 課の所掌に係る法令、条例、規則等の県民に対する周知徹底及び県警察の運営方針、活動状況等の広報
- (2) 課の所掌に係る広報方針及び広報重点事項の策定、警察署に対する指導及び調整並びに地方公共団体その他の団体等（以下「官公庁等」という。）及び報道機関との広報活動に関する連絡
- (3) 所属が行う広聴会の開催及び世論調査の実施
- (4) 所属職員に対する広報に関する教養及び指導

3 訓令第2条第4項に掲げる広報事務のうち、警察署の分掌範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 広報重点事項及び警察署において独自に計画した事項の実施
- (2) 警察署独自の広報資料の作成、発行及び配布

- (3) 報道機関及び官公庁等との広報活動に関する連絡
- (4) 管轄区域内における広聴の企画及び推進
- (5) 所属職員に対する広報に関する教養及び指導

第3 広報活動に関する会議

- 1 訓令第9条第1項に定める企画調整のための会議においては、広報活動実施上の重要事項について審議するものとする。
- 2 訓令第9条第2項に定める広報事務担当者会議においては、次の事項について審議するものとする。
 - (1) 広報重点事項に関すること。
 - (2) 広報活動実施計画に関すること。
 - (3) 広報媒体及び広報資料の決定に関すること。
 - (4) 広報媒体の利用及びこれに対する便宜供与に関すること。
 - (5) その他広報事務に関する連絡

第4 広報の企画

広報の企画に際しては、従来の慣習や形式にとらわれることなく、特に次の事項に留意し、広報の効果があがるように努めなければならない。

- (1) 広報主題の選択に当たっては、内部における連絡調整をじゆうぶんにを行い、社会情勢及び警察活動の実態に即応したものを選ぶこと。
- (2) 広報対象について、あらかじめ性別、年齢、職業、地域的特色、関心事項等について分析及び検討を行うこと。
- (3) 広報を行う時期について、あらかじめ綿密かつ周到な準備を整え、最も効果的な時期を選ぶこと。
- (4) 広報媒体の機能をよく理解し、また、広報は反覆又は継続して行うなど最も効果的な方法を選ぶこと。
- (5) 平素から計画的に収集、整理した広報の効果を高めるための写真、統計等の広報資料の活用に努めること。

第5 広報活動実施計画等

- 1 広報活動実施計画の策定等は、次の要領による。
 - (1) 課長（広報課長を除く。）は、別記様式第1号の年間広報実施計画表（以下「年間広報実施計画表」という。）により、翌年の広報活動に関する計画を策定し、毎年広報課長が指定する期日までに、広報課長に提出すること。
 - (2) 広報課長は、前記(1)の計画を取りまとめて、所属長（広報課長を除く。）にこれを通知すること。
 - (3) 警察署長は、広報活動実施計画に基づき、管轄区域内の実情を加えた年間の広報活動に関する計画を策定し、年間広報実施計画表により、毎年広報課長が指定する期日までに、広報課長に通知すること。
- 2 課の広報事務担当者は、広報重点事項に対する翌々月分の下稿、写真等を作成し、毎月末日までに広報課長に提出するものとする。

第6 広報の実施

- 1 報道機関に対する報道連絡等は、次による。
 - (1) 警察職員は、報道関係者と相互の信頼関係を保持するとともに、資料の提供に当たっては、報道機関の社会的使命及び重要性を認識し、正しい報道ができるよう協力すること。
 - (2) 総体的又は重要若しくは特異な事項に関する発表で報道機関に対するものは、本部長が行う記者会見（以下「本部長記者会見」という。）によること。

- (3) 本部長記者会見による発表のほか、報道機関に対する発表は、捜査本部、警備本部等を設置した場合にあつては当該捜査本部、警備本部等の本部長、その他の場合にあつては所属長が行うこと。ただし、所属長が発表できないときは、当該所属の広報事務担当者又は所属長が指名した者が行うこと。
 - (4) 本部長記者会見に当たっては、各部の庶務担当課長は、資料を作成し、広報課長を経て本部長に提出すること。
 - (5) 報道機関に対する発表は、できる限り資料を整備し、報道機関各社の記事締切り時間等を考慮して公平かつ正確に行うとともに、本部長記者会見以外の発表にあつては別記様式第2号の報道素材（以下「報道素材」という。）により、発表の内容及び連絡状況を広報課長に通知すること。
 - (6) 報道機関に対する発表の内容が発表する所属以外の所属に関係がある場合は、相互に緊密な連絡を保ち、共同発表又は同時発表の形式により発表を行うこと。
 - (7) 報道機関に対する発表に当たって、発表に臨んだ報道機関以外の報道機関に対してもその報道を期待し、又は報道を依頼する場合は、資料を作成して広報課長に通知すること。
 - (8) 報道機関との報道連絡は、警察本部にあつては広報課長、警察署にあつては広報事務担当者が、原則として、記者クラブ幹事社を通じて行うこと。ただし、勤務時間外にあつては、特別の理由のある場合を除き、当直責任者が行うこと。
 - (9) 広報事務担当者は、勤務時間内に公表した事項のうち、勤務時間外に報道機関からの問合せ等が予想されるものについては、報道素材に関係資料を添えて当直責任者に引き継ぐこと。この場合において、警察本部にあつては広報課長を通じて行うこと。
- 2 所属において広報を行う場合は、次の要領による。
- (1) 広報紙（誌）、ポスター、びら、パンフレット、リーフレット等の広報資料を随時発行するものとし、発行に当たっては、写真、図表等を積極的に取り入れるとともに、見出し、割付け等を工夫して、見易くかつ読み易いものにする。広報資料を発行したときは、その1部を広報課長に送付すること。
 - (2) 懸垂幕、立看板、ポスター等を適宜作成し、警察の施設又は官公庁等の施設を利用して掲示すること。掲示に当たって警察の施設以外の施設を利用するときは、あらかじめ管理者の了解を得ておくとともに、掲示期間の終了したものは、速やかに撤去すること。
 - (3) 映画、演劇、幻燈、紙芝居等を上映し、若しくは上演し、又は展覧会、展示会等を開催するときは、あらかじめ広報課長に通知するとともに、その目的、対象、時期、会場、演出の効果等を総合的に検討して広報の効果を高めるようにすること。
 - (4) 県民参加による広報を実施するため必要があるときは、ポスター、作文、標語、写真等の募集を行うものとし、募集に当たっては、あらかじめ広報課長に通知すること。
 - (5) 講演会、懇談会、協議会、交通教室等の各種会合を必要に応じて開催するほか、官公庁等が主催するこれらの会合には、できるだけ幹部が出席すること。
- 3 広報は、警察が独自に行うもののほか、官公庁等と協力して行うものとし、その要領は、次による。
- (1) 所属長は、官公庁等の広報紙（誌）等に資料を積極的に提供し、その活用

に努めること。依頼した資料を掲載した官公庁等の広報紙（誌）等は、その1部を広報課長に送付すること。

(2) 警察署長は、管轄区域内の有線放送、街頭放送等官公庁等の放送施設の積極的な活用を図ること。

4 所属長は、テレビジョン、ラジオ等の報道機関が行う番組制作、講演、放送等に関し、協力の申込みがあつたときは、その目的、趣旨、内容等について広報課長と協議を行い、広報上効果があると認めるときは、所属職員の出演、資料の提供、撮影、録音、対談等のあつせんその他必要な便宜を与えるものとする。

5 広報課長は、官公庁等から警察音楽隊の派遣を要請されたときは、関係課長と協議を行い、広報上効果があると認めるときはこれの派遣について配意するものとする。

6 前記5に定めるもののほか、所属長は、あらゆる機会を利用して広報を行うものとする。

7 所属長は、その所属において、重要又は特異な広報を行つた場合は、その都度広報課長を経て本部長に報告するものとする。

第7 広聴会の開催等

所属が行う広聴会及び世論調査は、あらかじめその具体的な計画を広報課長に通知して行うものとする。

第8 緊急事態における広報

1 広報課長及び本部長が指名した課長並びに警察署長は、平素から緊急事態を想定し、次の事項に留意して有事に際して直ちに対処できる広報体制を確立しておくものとする。

(1) 記者クラブとの緊急事態における連絡体制とその方法（記者クラブ幹事社が変更するごとに確認すること。）

(2) 広報要員の教養及び訓練

(3) 広報上必要な資器材の種別のは握、調達及び整備

(4) その他広報体制確立のため必要と認める事項

2 緊急事態における報道連絡に際しては、誠意をもってこれに当たるとともに、次の事項に留意して警察に対する不信感、紛議等を生じさせないようにしなければならない。

(1) 事案の全容を迅速には握し、その内容を迅速かつ正確に伝えること。

(2) 警察措置の現況を適切に伝え、又は報道機関を通じて県民の協力を求めること。

(3) 報道連絡の窓口を統一して報道資料の管理体制を確立し、誤報を防ぐこと。

(4) 報道資料の提供は、共同記者会見、記者発表、資料の掲示及び配布その他の方法によつて行うこと。

3 緊急事態が発生したときは、おおむね次の初動措置をとるものとする。

(1) 広報課長及び事案を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）の広報事務担当者は、上司の指揮を受け、警察本部及び所轄警察署の記者クラブに対し、初期の段階においては握した事案の概要を連絡するとともに、記者クラブ幹事社を通じて、各社に対し次の事項について協力を求めること。

ア 事案の推移、警察措置の状況等は短時間ごとにまとめて発表するので、取材活動が現場保存、鑑識活動等の警察活動に支障を及ぼさないようにすること。

イ 発表窓口は、原則として、警察本部にあつては主管部長又は本部長の指名した課長、警察署にあつては所轄警察署の長（以下「所轄警察署長」という。）とするが、現地に広報班を編成した後は、これを通じて取材すること。

ウ 現場において取材活動を行う場合は、原則として、報道関係者である旨を表示した腕章を着用し、車両には社旗を掲示するなど身分特定手段を講じて報道関係者以外の者との識別を容易にするとともに、各社の窓口を一本化し、及び派遣者の氏名、人員等を通知すること。

エ 警戒区域内へは、原則として、車両の乗入れはしないこと。

オ 報道があつたことにより、人命に危険が生じることが予想され、又は事案の早期解決若しくは収拾が著しく困難となるようなおそれがあるときは、取材の方法、発表内容等について自粛すること。

カ 現場の状況に応じ、火気の使用を禁止し、又は防具を着用するなど受傷事故防止措置についてじゅうぶん配慮すること。

キ 協議又は申入れは、記者クラブ幹事社を通じて行うこと。

(2) 所轄警察署長は、直ちに広報要員及び広報上必要な資器材を現場に配置し、報道関係者の接遇及び広報を行うこと。

(3) 現地に捜査本部、警備本部等（以下「捜査本部等」という。）を設置したときは、所轄警察署長は、必要に応じ捜査本部等の付近に共同記者会見場又は記者の待機所として適当な場所を確保するとともに、電話その他の資器材の提供を考慮すること。ただし、警察活動上支障があるときは、警察電話の使用は制限すること。

4 緊急事態における広報は、次による。

(1) 本部広報班の所掌事務は、次のとおりとする。

ア 報道機関との連絡等の窓口事務

イ 発表資料の収集、整理及び保管

ウ 報道機関に対する発表の記録

エ 共同記者会見場及び記者待機所の設営及び管理

オ 署広報班との連絡

(2) 署広報班の組織及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(3) 本部広報班及び署広報班（広報総務係）は、捜査本部等の各部署と緊密な連絡を保ち、別記様式第4号の報道素材票により報道機関に対する発表用の報道資料を収集し、これを系統的に整理保管すること。

(4) 本部広報班及び署広報班（広報総務係）は、報道資料を事態の推移に応じて短時間ごとに発表できるよう別記様式第5号の報道機関発表事項（以下「発表事項」という。）に要約整理するとともに、発表事項を相互に通知すること。

(5) 発表事項は、警察本部にあつては本部長、警察署にあつては関係幕僚の合議を経て捜査本部等の長の決裁を得た後でなければ発表しないこと。決裁を得た後であつても発表を控えるよう命じられた場合には、発表についての指示があるまでは発表しないこと。

(6) 発表は、警察本部にあつては本部長が指名した課長、警察署にあつては報道を担当する幕僚が行うこと。ただし、発表する事項が重要又は特異な場合には、警察本部にあつては主管部長、警察署にあつては警察署長が行うこと。

(7) 発表に当たっては、報道を担当する幕僚又は広報班長が立会し、その状況を記録又は録音するとともに、必要に応じ補足説明のできる関係幕僚等が立会

すること。

(8) 発表は、原則として、共同記者会見の形式により、各社の締切り時間を考慮し、時間を定めて行うこと。

(9) 本部広報班及び署広報班（広報総務係）は、発表した情報に発表した日時及び発表した者の氏名を記入した後一連番号を付して保管すること。

(10) 署広報班（現場報道連絡係）は、現場において、直ちに次の措置をとること。

ア 事案の概要及び現場の状況のは握並びに立入禁止区域の確認

イ 現場に臨場している所轄警察署長、現場責任者等の所在のは握

ウ 現場で取材している報道機関の社名及び責任者の氏名のは握

(11) 署広報班（現場報道連絡係）は、立入禁止区域内における写真撮影その他の取材の申入れを受けた場合において、現場検証その他の警察活動のため直ちに応じられないときは、その事情を説明して警察活動を優先するよう協力を求め、証拠保全上又は今後の捜査に支障がなくなつたときは、所轄警察署長の指揮を受けて、速やかに取材できるよう配慮すること。

(12) 署広報班（現場報道連絡係）は、現場に臨場している所轄警察署長、現場責任者、捜査本部員等に対する取材の申入れを受けた場合において、直ちに応じられないときは、その旨を告げて断ること。取材に応ずる場合においては、広報班長又は現場報道連絡係長が立会してその内容及び状況を記録し、取材に応じた社以外の社から問合せがあつたときは、その記録した範囲内において応じ、個別取材の重複を避けること。

(13) 署広報班（現場報道連絡係）は、警察職員と報道関係者との間に紛議が発生し、又は発生するおそれのあるときは、直ちに広報班長に報告し、その指揮を受けて紛議の解決又は防止の措置をとること。

(14) 署広報班（広報写真係）は、事後における広報資料として必要な写真を撮影し、撮影した写真には撮影日時、場所等を記録しておくこと。

(15) 署広報班（現地広報係）は、現場及びその周辺の住民に対し、広報車、立看板、掲示板、有線放送施設等により、事案の現況、警察活動の内容等を支障のない限度において、速やかに伝えて人心の安定に努めるとともに、警察活動に対する協力を得るように努めること。事案が解決又は収拾したときも同様の方法により広報を行うこと。

5 所属長は、平素から所属の広報要員に対して次に掲げる事項について教養を行い、緊急事態における広報の円滑な推進を図るものとする。

(1) 報道機関と警察の関係

(2) 報道機関の組織及び機構

(3) 報道連絡における基本的心構え

(4) 警察部外者の接遇、応対の着眼点、要領等

(5) その他広報上必要な事項

第9 投書の取扱い

広報課長は、新聞等への投書により、警察に対する要望、意見、苦情等があつたときは、当該投書の内容の主管課に対し、調査及び検討を依頼し、回答を要すると認めるときは、回答をするのに最も適切な者の職名により、当該投書を登載した新聞等に対しその回答の登載を依頼するものとする。

第10 警察施設見学への対応

1 広報課長は、警察本部の警察施設の見学の申込みがあつたときは、別記様式第

6号の警察施設見学受理票（以下「警察施設見学受理票」という。）に必要な事項を記入した後、速やかに関係課に連絡し、警察業務に支障のある場合を除き、これに応ずるものとする。

- 2 警察署の警察施設の見学の申込みの受理及び案内は、警務課において行い、警察施設見学受理票に必要な事項を記入した後、広報事務担当者を経て速やかに警察署長に報告し、警察業務に支障のある場合を除き、これに応ずるものとする。

別表（第8関係）

署広報班の組織及び所掌事務

係名	所掌事務
広報総務	1 報道機関との連絡等の窓口事務 2 発表資料の収集、整理及び保管 3 報道機関に対する発表の補佐及び記録 4 共同記者会見場及び記者待機所の設営及び管理 5 本部広報班との連絡
現場報道連絡	1 現場における報道関係者の接遇 2 現場における警察職員と報道関係者との紛議の予防及び解決
広報写真	広報写真の撮影及び管理
現地広報	事案の現場及びその周辺の住民に対する広報

※ 様式省略